



火災報知器が鳴ったら

- ◇ 火災報知器が鳴ったら、まずは火災が発生していないか確認してください。確認は、自室だけではなく他所のお部屋など近隣住戸も確認してください。

確認の結果、**火災が発生していた場合**はすぐに消防へ通報するとともに、可能であれば初期消火を行い、避難が必要な場合には同居者・近隣住民へ声掛けし、安全な場所へ避難してください。



確認の結果、**火災報知器の誤作動だった場合**は点検・修繕を行いますので、住宅センターまでご連絡ください。

- ◇ 誤作動した場合の、音の止め方は次の通りです。

* 自火報(自動火災報知設備)の場合 *

- ・建物1Fの『受信機』で操作して停止します。操作方法は機種によって異なりますので、各受信機に掲示してある説明書に従ってください。
- ・なお、『受信機』には 誤作動しているエリアや感知器などの情報が表示されていますので、停止する前に『どこが誤作動しているか』を確認し、住宅センターや修繕業者に教えていただくとその後の修繕がスムーズに行なえます。



※ 

の中のランプが点いているところが感知した場所です。

自火報『受信機』の例

* 住宅用火災警報器の場合 *

- ・本体の『警報停止』ボタンを押すと、警報音が止まります。
- ・誤作動により、止めても再び鳴動する場合は、本体を外して電池を取り外すことで完全に停止することが出来ます。

⚠ 取り外しは脚立や踏み台に上っての作業となります。転倒や転落にご注意ください。



① 反時計回り(左方向)に回すと台座から外せます。



② 電池の差込(コネクター)を抜いてください。

バッテリーの取り外し方

◆ 自火報と住宅用火災警報器の違い（特徴）

【自火報】は、煙や熱を『感知器』が感知した場合に、1Fに設置の『受信機』へ情報を送り、『受信機』から信号を発信して非常ベルを鳴らしたり、エレベーターを停止させたりします。

受信機を確認すれば、どのエリアで火災が発生したか確認出来るようになっていきます。また、感知器の電源は100Vで供給されていますので、住戸内の分電盤に自火報専用の『ブレーカー』があるのも特徴です。

【住宅用火災警報器】は、基本的に電池(バッテリー)式です。煙や熱を感知した場合に『感知器』本体が鳴動し火災をお知らせします。

自火報のような受信機はありませんので、どこが鳴動しているかは近くまで行かないと確認出来ません。

電池式以外にも、100Vの電源で接続されているものもあります。その場合の多くは『連動式』になっていて、同一住戸内の火災警報器全てが連動しており、1か所が感知すると住戸内全ての感知器が鳴動して火災をお知らせします。

◆ 参考《自火報設置団地一覧》

地区	団地名	設置棟	団地名	設置棟
盛岡	県営仙北アパート	1,2号棟	県営松園西アパート	1～5,7,8,10号棟
	県営備後第1アパート	5～9号棟	県営南青山アパート	1～4号棟
	県営つつじが丘アパート	1～5号棟	県営盛岡駅西通アパート	1号棟
	県営松園東アパート	3～6,8～15号棟		
花巻	県営宮野目アパート	1～5号棟		
北上	県営黒沢尻アパート	1号棟		
奥州	県営北野アパート	4～6号棟	県営常盤アパート	2～4号棟
一関	県営駒下アパート	6,8号棟	県営銅谷アパート	2,3号棟
大船渡	県営長谷堂アパート	1～6号棟	県営関谷アパート	1号棟
	県営上平アパート	1号棟	県営栃ヶ沢アパート	1,2号棟
	県営みどり町アパート	1～3号棟		
釜石	県営日向アパート	1～3号棟	県営嬉石第2アパート	1号棟
	県営平田アパート	1号棟	県営両石アパート	1号棟
	県営屋敷前アパート	1～3号棟	県営大町アパート	1号棟
	県営片岸アパート	1号棟	県営安渡アパート	1号棟
	県営松原アパート	1,2号棟	県営上町アパート	1号棟
	県営嬉石第1アパート	1号棟		
宮古	県営豊間根アパート	1,2号棟	県営鴨崎アパート	1号棟
	県営宮町アパート	1号棟	県営八木沢第2アパート	1号棟
	県営佐原第2アパート	1号棟	県営織笠アパート	1,2号棟
	県営磯鶏アパート	A～C棟	県営大沢アパート	1号棟
	県営実田アパート	1号棟	県営北浜アパート	1号棟
	県営上鼻アパート	1号棟		

※自火報設置団地は、消防法により年2回の点検が義務付けられています。

点検時には保守点検業者よりご案内差し上げますので、ご協力をお願いいたします。

※上記の表に無い建物は『住宅用火災警報器』が設置されています。

10年を目安に交換しておりますので、交換の際はご協力をお願いいたします。



ご協力
お願いします。